

即時抗告に対する弁護団長談話

- 1 本年3月25日、東京地方裁判所は統一教会に対して宗教法人法に基づき解散を命じておりましたが、本日、統一教会はこれを不服として東京高等裁判所宛てに即時抗告を申し立てました。

当弁護団は、本年3月25日付け声明にて、統一教会に対して、即時抗告を行わずに解散命令を受け入れ、速やかに全被害者に対する謝罪と賠償を行うよう求めておりました。それにも拘わらず、上記のとおり即時抗告が申し立てられたものであり、誠に遺憾です。

統一教会は、東京地方裁判所の解散命令を批判するばかりで、反省や謝罪の言葉を一言も述べていません。被害と被害者に全く向き合おうとしない統一教会には、解散命令が言及するとおり事態の改善を図ることを期待するのは困難です。

- 2 速やかな被害者救済の実現のためにも、また、解散命令が確定するまでの間に統一教会により財産隠匿・散逸が行われるのをできるだけ防ぐためにも、速やかに即時抗告が棄却され、解散命令が確定することが重要です。

所轄庁である文化庁においては、速やかに即時抗告が棄却されるように抗告審での主張立証を行ってください。また、東京高等裁判所は、速やかに抗告審の審理を進め、できるだけ早く即時抗告を棄却して解散命令を確定させてください。

当弁護団は、抗告審の行方を見守りつつ、引き続き、統一教会による被害者救済のために全力を尽くしていきます。

2025（令和7）年4月7日

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 村越 進